

令和3年

第6回教育委員会会議
報告（第3号）

秋田県教育委員会

報告第3号

教育庁等職員の任免についての専決処分報告

教育庁等職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和3年3月25日提出

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

教育庁等職員の任免については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の規定において教育委員会の議決事項とされているところであるが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により、教育庁等職員の任免について専決処分を行う。

令和3年3月19日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

教育庁等職員について、次のとおり発令する。

(令和3年3月31日付け)

現在職	氏名
教育次長	小西 弘紀
総務課長	片村 有希

秋田県知事の事務部局へ出向を命ずる

現在職	氏名
総務課政策監	鈴木 久

秋田県議会事務局へ出向を命ずる

現在職	氏名
幼保推進課長	袴田 次郎

秋田県監査委員事務局へ出向を命ずる

(令和3年4月1日付け)

新任職	現在職	氏名
教育次長	あきた未来創造部参事	石川 定人
総務課長	医療人材対策室長	元野 隆史
総務課政策監	県民生活課主幹	高橋 央
幼保推進課長	産業政策課政策監	熊谷 仁志
生涯学習課長	交通政策課地域交通対策監	橋本 裕巳

(頭書) を命ずる

令和3年

第6回教育委員会会議

議案（第12号）

秋田県教育委員会

議案第 12 号

秋田県文化財保護審議会委員の任命について

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第45条第3項及び第4項の規定により、次の者を秋田県文化財保護審議会の委員に任命するものとする。

氏名	専門分野	任期
阿部 裕紀子	天然記念物（植物）	令和3年4月1日～令和5年3月31日
菊池 慶子	有形文化財（古文書、歴史資料）	令和3年4月1日～令和5年3月31日
高橋 一郎	天然記念物（動物）	令和3年4月1日～令和5年3月31日
高橋 正	有形文化財（彫刻）、民俗文化財	令和3年4月1日～令和5年3月31日
土田 久美子	有形文化財（建造物）	令和3年4月1日～令和5年3月31日
林 信太郎	天然記念物（地質鉱物）	令和3年4月1日～令和5年3月31日
藤澤 昌	有形文化財（考古資料）、史跡	令和3年4月1日～令和5年3月31日
蒔田 明史	天然記念物（植物）、景観	令和3年4月1日～令和5年3月31日
三浦 直	有形文化財（絵画）	令和3年4月1日～令和5年3月31日
李 雪	有形文化財（建造物）	令和3年4月1日～令和5年3月31日
渡辺 歩	報道	令和3年4月1日～令和5年3月31日

令和3年3月25日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

理 由

秋田県文化財保護審議会の委員のうちに、令和3年3月31日付けで任期が満了する委員があるため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県文化財保護審議会委員名簿

任期：①令和2年9月8日から令和4年9月7日まで

②令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和3年4月1日現在)

No.	氏名	専門分野 〔役職名等〕	性別	地域	年齢	備考
1	あべ ゆきこ 阿部 裕紀子	天然記念物（植物） 〔元秋田県立大学非常勤講師〕				任期② 3期目
2	きくち けいこ 菊池 慶子	有形文化財（古文書・歴史資料） 〔東北学院大学文学部教授〕				任期② 2期目
3	たかはし いちろう 高橋 一郎	天然記念物（動物） 〔元大潟村教育委員会教育長〕				任期② 5期目
4	たかはし ただし 高橋 正	有形文化財（彫刻）、民俗文化財 〔前県立博物館長〕				任期② 1期目
5	たかはし ひではる 高橋 秀晴	有形文化財（文芸関係資料） 〔秋田県立大学総合科学教育研究センター教授〕				任期① 3期目
6	つちだ くみこ 土田 久美子	有形文化財（建造物） 〔秋田市建築紛争調停委員〕				任期② 6期目
7	はやし しんたろう 林 信太郎	天然記念物（地質鉱物） 〔秋田大学大学院教育学研究科教授〕				任期② 7期目
8	ふじさわ しょう 藤澤 昌	有形文化財（考古資料）、史跡 〔元美郷町立美郷中学校長〕				任期② 1期目
9	まきた あきふみ 蒔田 明史	天然記念物（植物）、景観 〔秋田県立大学生物資源科学部長〕				任期② 6期目
10	みうら なおし 三浦 直	有形文化財（絵画） 〔元県立近代美術館副館長〕				任期② 2期目
11	り せつ 李 雪	有形文化財（建造物） 〔秋田県立大学システム科学技術学部助教〕				任期② 1期目
12	わたなべ あゆむ 渡辺 歩	報道 〔秋田魁新報社文化部長〕				任期② 3期目

地域別			
地域	男	女	計
県北	0	0	0
中央	7	3	10
県南	1	0	1
県外	0	1	1
計	8	4	12

分野別			
分野	男	女	計
学識経験者	10	2	12
行政関係職員	0	0	0
計	10	2	12

年代別			
年代	男	女	計
30代	0	1	1
50代	1	0	1
60代	6	2	8
70代	1	1	2
計	8	4	12

※女性比率 33.3%

※平均 62.8歳

議案第12号 参考資料

秋田県文化財保護審議会委員候補者略歴

※個人情報保護のため非公開

※個人情報保護のため非公開

秋田県文化財保護条例(抄)

(設置)

第四十四条 法第九十条第一項の規定に基づき、教育委員会に秋田県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第四十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長等)

第四十六条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第四十七条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(注) 第四十四条でいう「法」とは、文化財保護法をさす。